

告 示

埼玉県告示第二百六十四号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第四条の規定により、坂戸市、毛呂山町及び越生町を水防上公共の安全に重大な関係のある指定水防管理団体に指定する。

令和七年四月一日

埼玉県知事 大野 元 裕